

加入者利用規定（セコムパスポート for G-ID 社会保険労務士電子証明書）

2024年3月27日現在

加入者利用規定（セコムパスポート for G-ID 社会保険労務士電子証明書）（以下、「本利用規定」といいます）は、セコムトラストシステムズ株式会社（以下、「セコムトラストシステムズ」といいます）が、「電子署名及び認証業務に関する法律：平成12年法律第102号」（以下、「電子署名法」といいます）に基づく「特定認証業務の認定」に従って、全国社会保険労務士会連合会（以下、「社労士会連合会」といいます）に備える社会保険労務士名簿に登録された社会保険労務士のうち電子証明書の発行を受ける個人（以下、「加入者」といいます）に対して発行する社会保険労務士電子証明書（以下、「電子証明書」といいます）に関する利用規定です。

セコムパスポート for G-ID 社会保険労務士電子証明書（以下、「本サービス」といいます）によって発行される電子証明書は、加入者本人によって行われた電子署名であることを証明します。

ただし、電子証明書に記載される氏名（ローマ字）以外の情報は、電子署名法の認定制度における認定の対象外であることを承知するものとします。

本サービスの加入者は、本利用規定、セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー（Certificate Policy：以下、「CP」といいます）およびセコムパスポート for G-ID 認証運用規定（Certification Practice Statement：以下、「CPS」といいます）の内容を理解し、同意するものとします。

なお、「社会保険労務士電子証明書利用申込書」へ実印を押印することで以下の事項を同意したものとします。

本利用規定、CP、CPS、およびその他の公開する情報につきましては、以下のいずれかの URL より参照できます。

- <http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/>
- <https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/>

記

（本サービス）

第1条

1. セコムトラストシステムズは加入者に対し、本サービスを提供します。セコムトラストシステムズが提供する本サービスの範囲は、加入者への鍵ペアの生成、電子証明書の発行、電子証明書有効期間満了前の有効期限案内、電子証明書失効時の電子証明書失効リスト（以下、「CRL」といいます）への反映と公開とします。
2. 本サービスにおいて発行される電子証明書の用途は、電子署名に限定するものとします。
3. 加入者は、本サービスを利用するために必要となる加入者のシステム、通信機器、ソフトウェア、通信回線（インターネット接続業者との接続を含みます）、その他（以下、総称して「加入者のシステム」といいます）をすべて自己の費用負担と責任において準備するものとします。なお、本サービスの電子証明書を利用するために必要な動作環境は、本サービスのホームページを参照するものとします。

(加入者に対する説明事項および加入者の義務)

第2条

1. 本サービスの利用申込において、加入者が虚偽の利用申込をしてセコムトラストシステムズに不実の証明をさせた場合は、加入者が法律により罰せられます。
2. 本サービスの利用をお申込みされる方（以下、「利用申込者」といいます）は、利用申込者の氏名（漢字およびローマ字）、社労士登録番号、事務所名称または勤務先事業所名称、および会員種別が電子証明書に記載されることを承諾するものとします。
3. 電子証明書の発行を受けた加入者は、識別番号および PIN コードを受領後、直ちに電子証明書の記載事項を確認し、申込みした内容と相違がないことを確認するものとします。
4. 加入者は、電子証明書の記載事項について問題ないことが確認できたときは、セコムトラストシステムズに対し電子証明書受領書（電子データ）を電子証明書ダウンロードツール（以下、ダウンロードツールという）にて送信による提出を行わなければなりません。ダウンロードツールにて送信できない場合は、社労士会連合会ホームページより電子証明書受領書（PDF ファイル）を印刷し、セコムトラストシステムズへ送付、または持参で提出しなければなりません。なお、送付または持参で受領書を提出する場合、当該受領書に押印する印鑑は、利用申込書で使用した印鑑と同じ印影のものを使用するものとします。
5. 加入者は、電子署名が自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであることを承知し、秘密鍵が危殆化しないよう、秘密鍵およびそれに係る PIN コードの盗難、紛失、他者による不正利用等を防ぐことに対し十分な注意を払い、安全に管理するものとします。
6. 加入者の秘密鍵が盗難、紛失、漏えい、他者による不正利用等により電子証明書の信頼性を喪失した可能性がある場合、加入者の秘密鍵が危殆化し機密性が失われた場合、またはその可能性がある場合、電子証明書の内容・利用目的が正しくない場合、電子証明書の利用を中止する場合は、速やかにセコムトラストシステムズに対し電子証明書の失効を申請するものとします。
7. 加入者は、電子証明書の失効手続きが完了した場合、失効した電子証明書を確実に廃棄するものとします。
8. 加入者は、セコムトラストシステムズの判断により電子証明書が失効されることがあることを承諾するものとします。なお、セコムトラストシステムズの判断については、CP 4.5.1.2「認証局の事由による失効」の記載によるものとします。
9. 加入者が電子証明書を利用する場合における電子署名方式は、ハッシュアルゴリズムとして SHA-256、SHA-384 または SHA-512 を用いた RSA 方式とします。
10. 加入者は、CPS 2.1.2 に記載の加入者の義務を遵守し、自己の責任のもとで電子証明書を利用するものとします。
11. 加入者側が暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合、セコムトラストシステムズは電子証明書の失効ができるものとします。

(個人情報保護)

第3条

CPS 2.10 に記載の内容で保護する他、本サービスでは、次のとおり取扱います。

- ①利用申込者の真偽の確認のために、社労士会連合会に個人データを提供し、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号の規定に基づき同号の主務大臣が告示

で定める書類である利用申込者に関する社会保険労務士名簿の写しを受領します。

- ②電子証明書の発行、失効、開示等の業務を適切に遂行するために、社労士会連合会とセコムトラストシステムズとの契約に基づき、個人データを含む発行データ、失効データを社労士会連合会に提供します。

(個人番号(マイナンバー)記載の住民票の写し等の扱い)

第4条

加入者が住民票の写しまたは住民票の写しに準ずるもの(以下、「住民票の写し等」といいます)をセコムトラストシステムズに提出する際は、個人番号(マイナンバー)の記載を省略した住民票の写し等を提出するものとします。

ただし、加入者が個人番号(マイナンバー)を記載した住民票の写し等をセコムトラストシステムズに提出された場合には、セコムトラストシステムズは個人番号(マイナンバー)を復元できない程度にマスキング(墨塗り)したうえで保管するものとします。

(利用規定等の変更)

第5条

セコムトラストシステムズは、必要に応じて本サービスの利用規定等を変更できるものとし、加入者は、予めこれを承諾するものとします。

(電子証明書新規申請の手続き)

第6条

電子証明書新規申請の手続きについてはCP 4.1の記載によるものとします。

(料金)

第7条

1. 本サービスの料金は金 18,250 円(税別)とし、利用申込者はセコムトラストシステムズの指定する方法によりこれを支払うものとします。
2. 利用申込者は前項のサービス料金に消費税および地方消費税(以下単に「消費税」といいます)を加えた金額を支払うものとします。なお、消費税は、消費税法および地方税法上適用される税率によるものとし、税率が変更された場合には変更後の税率を適用するものとします。

(本サービス提供の停止)

第8条

セコムトラストシステムズは、天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズムその他の不可抗力による状況の発生等、セコムトラストシステムズの責に帰すことのできない事由により本サービスの提供を不可能にするに至ったときは、セコムトラストシステムズはその状況の止むまでの間本サービスの全部または一部の提供を停止します。この場合、セコムトラストシステムズは本サービスの提供についての義務を免れるものとします。

(システム保守)

第9条

セコムトラストシステムズは、システム保守、システム障害のためにサービス提供を一時的に停止することがあります。この場合、セコムトラストシステムズは本サービスの提供についての義務を免れるものとします。

(変更届出)

第10条

電子証明書に記載されている情報に変更が生じた場合、社労士会連合会からセコムトラストシステムズへ通知され、セコムトラストシステムズは遅滞なく失効を行うものとします。

(電子証明書失効申請)

第11条

1. 次の事由が発生した場合、加入者は速やかにセコムトラストシステムズに対し電子証明書の失効申請を行わなければなりません。
 - ① 電子証明書の記載情報に変更があった場合
 - ② 加入者の秘密鍵が危殆化した（盗難・漏えい・PINコード紛失等により他人に使用され得る状態。以下、同じ。）またはそのおそれがある場合
 - ③ 電子証明書の利用を中止する場合
 - ④ 電子証明書ファイルを誤って消去し電子証明書が使用できなくなった場合
2. セコムトラストシステムズは、加入者による電子証明書失効申請の遅延、失効申請を怠ったことに起因して発生した一切の損害、および加入者が失効申請した電子証明書をCRLに反映・公開される前に使用したことに起因して発生した一切の損害について責任を負わないものとします。また、かかる事由により第三者に損害が発生した場合には、加入者が、自己の費用負担と責任のもとで、当該第三者との間で生じる紛争を解決するものとし、セコムトラストシステムズが損害を被った場合は、加入者はセコムトラストシステムズに対して当該損害を賠償するものとします。

(電子証明書の失効)

第12条

セコムトラストシステムズは、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、電子証明書の失効ができるものとします。

- ① 電子証明書の記載情報に変更があった事実を確認した場合
- ② CA（認証機関）または加入者の秘密鍵が危殆化した、もしくはそのおそれがある場合
- ③ 受領期限（発行日より30日）を経過しても加入者から受領報告が得られない場合
- ④ ダウンロードの失敗等により電子証明書が正しく受領できない場合
- ⑤ 加入者が、CP、CPS、その他の契約、規則、法律に基づく義務を履行していない場合
- ⑥ 加入者側が暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力、脅迫、その他の犯罪を手段とする要求や法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ⑦ 電子証明書の記載情報に誤りがあった場合
- ⑧ セコムトラストシステムズが本サービスを終了する場合

- ⑨ その他、セコムトラストシステムズが失効を必要と判断した場合（加入者に識別番号およびPINコードを送付した後、再度郵送した郵送物が返送されたまたは配達不能で差し戻された場合等）
- ⑩ 社労士会連合会から、社会保険労務士でなくなった旨の連絡を受けた場合
- ⑪ 社労士会連合会から、社会保険労務士の業務の停止となった旨の連絡を受けた場合

（電子証明書の有効期間および申請書類の保管期間）

第13条

1. 電子証明書の有効期間は、発行日から起算して最大5年未満です。電子証明書の有効期間の開始日は、当該電子証明書をセコムトラストシステムズが利用申込者からの発行申請を承諾したうえで、電子証明書を生成した日とします。
2. セコムトラストシステムズは、電子署名法に基づき加入者より受理している申請書類を電子証明書有効期間満了後10年間保存します。したがって、セコムトラストシステムズが受理している申請書類については、一切返却しないものとします。10年間保存後は、セコムトラストシステムズにて破棄します。

（本サービスの廃止）

第14条

セコムトラストシステムズは、本サービスを廃止する場合、加入者に対し90日前までに書面によりその旨通知するものとし、廃止日をもって電子証明書を失効します。

（免責）

第15条

1. セコムトラストシステムズは、本サービスに関連して発生するいかなる間接損害、特別損害（かかる損害発生の可能性につきセコムトラストシステムズが現実に予見し、または予見し得た場合を含みます）、付随的損害または派生的損害に対する責任を負わず、また、いかなる逸失利益、データの紛失またはその他の間接的もしくは派生的損害に対する責任を負いません。ただし、セコムトラストシステムズに故意または重大な過失がある場合は法律上認められる範囲の責任を負います。
2. 次の場合、セコムトラストシステムズは責任を負わないものとします。ただし、セコムトラストシステムズに故意または重大な過失がある場合は法律上認められる範囲の責任を負います。
 - ・本サービスにおいて、セコムトラストシステムズに起因しない、加入者および署名検証者の不法行為、不正使用ならびに過失等により発生する一切の損害
 - ・加入者および署名検証者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
 - ・加入者のシステムおよび署名検証者のシステムに起因して発生した一切の損害
 - ・加入者が契約に基づく契約料金を支払っていない間に生じた損害
 - ・加入者あるいは署名検証者のソフトウェアの瑕疵、不具合あるいはその他の動作自体によって生じた損害
 - ・電子証明書およびCRLに公開された情報に起因する損害で、セコムトラストシステムズの責に帰することのできない事由によるもの

- ・セコムトラストシステムズの責に帰することのできない事由で通信事業者、ISP事業者、その他の者により正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害
- ・現時点の予想を超えた、ハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害
- ・天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、戦争、動乱、テロリズムその他の不可抗力に起因する、CA業務停止を含む一切の損害

(損害賠償およびその制限)

第16条

本サービスの電子証明書または本サービスの電子証明書に関連して発生する取引の件数、電子署名の数、損害を被った加入者、署名検証者の数、あるいは訴訟の原因に関係なく、一枚の電子証明書に起因するセコムトラストシステムズの賠償限度額は、金1,000,000円を超えないものとします。

(権利・義務の譲渡禁止)

第17条

加入者は、本サービスの提供を受ける権利または地位を第三者に譲渡できません。

(本利用規定とCPおよびCPSとの優先順位)

第18条

本利用規定とCPの内容が抵触する場合は、CPが優先して適用されるものとします。また、本利用規定とCPSの内容が抵触する場合は、CPSが優先して適用されるものとします。

(社労士会連合会への委託)

第19条

セコムトラストシステムズは、本サービスの電子証明書発行にかかる登録局業務の一部をセコムトラストシステムズの責任で社労士会連合会に委託することができるものとします。この場合、セコムトラストシステムズは社労士会連合会に対し、本契約に基づきセコムトラストシステムズが加入者に対して負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、社労士会連合会の本サービスの実施に関し、加入者に対し責任を負うものとします。

(準拠法および管轄裁判所)

第20条

CA、加入者および署名検証者の所在地にかかわらず、本利用規定、CPおよびCPSの解釈、有効性および本サービスにかかわる紛争につきましては、日本国の法律が適用されるものとし、仲裁および裁判地は東京都区内における紛争処理機関を専属的管轄とします。